

## 庄原市敬老会事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、高齢者の長寿を祝福して敬老の意を表し、あわせて地域福祉の増進を図るため、各地域において主体的に実施される敬老会事業の主催団体（以下「主催団体」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関して庄原市補助金交付規則（平成17年規則第46号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(主催団体)

**第2条** この要綱において、主催団体とは、次に掲げる地域組織とする。

- (1) 市内の自治振興区及び地区社会福祉協議会等
- (2) 地域で敬老会事業を実施するため結成された実行委員会等で、市長が適当と認めるもの

(補助基準)

**第3条** 敬老会事業の対象地域について、庄原市の住民基本台帳に記載されている者で、敬老会事業実施年度の12月末日現在において75歳以上の高齢者数（以下「高齢者数」という。）に、1人当たり1,440円を乗じた額を主催団体に交付する。

2 前項の高齢者数は、対象地域内に特別養護老人ホーム等の介護保険施設、医療機関又は社会福祉施設等の入所施設があり、施設入所者を事業対象としない場合は、当該施設に住所を有する入所者数を補助金交付対象者から除くものとする。

3 敬老会事業の対象を76歳以上の年齢とした地域がある場合、第1項に定める補助金交付対象年齢は、当該地域における事業対象年齢とする。

4 敬老会事業に要する経費が前3項に規定する額を下回る場合は、その額を限度とする。

(補助対象経費)

**第4条** 補助金の対象は、敬老会事業を実施するために必要な次の経費とする。

- (1) 会議費
- (2) 消耗品費
- (3) 通信料
- (4) 報償費
- (5) 記念品料

- (6) 食料費
  - (7) 使用料及び賃借料
  - (8) その他の経費で市長が特に必要と認めるもの
- (交付申請)

**第5条** 補助金の交付の申請をしようとする主催団体の代表者（以下「申請者」という。）は、敬老会事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

**第6条** 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査のうえ、適正と認めたときは、補助金の交付額を決定し、敬老会事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付の方法)

**第7条** 補助金は概算払により交付するものとする。

2 市長は、申請者から概算払請求書（様式第3号）を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

**第8条** 補助金の交付を受けた主催団体は、当該敬老会事業が終了したときは、敬老会事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

(補助金の額の確定)

**第9条** 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、速やかにその内容を審査のうえ、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、敬老会事業補助金交付額確定通知書（様式第5号）により主催団体へ通知するものとする。

2 前項の規定により確定した補助額が概算払いの額を下回ったときは、主催団体はその差額を直ちに返還するものとする。

(関係書類の整備)

**第10条** 主催団体は、この補助金による事業に要した経費の収支を明らかにした帳

簿を備え、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年を経過する日の属する市の会計年度の末日まで保管しておかなければならない。

(補助金の返還等)

**第11条** 市長は、主催団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 補助金をその目的以外に使用したとき。

(2) 第8条に規定する報告をしないとき。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき。

(その他)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、この補助金に関して必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定に関わらず、平成17年度から平成19年度までの間の口和町及び高野町における補助基準は次に定めるとおりとする。

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
口和町	70歳以上	71歳以上	72歳以上
高野町	65歳以上	66歳以上	67歳以上